

直方市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、直方市が発注する建設工事に係る入札手続を電子入札システムにより行う場合において、適切かつ円滑な運用を図るため、直方市契約規則(平成28年規則第23号。以下「規則」という。)等関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(2) 電子入札システム 直方市が行う入札に関する事務を電子情報によって処理する情報処理システムをいう。

(3) 電子入札 電子入札システムによる入札をいう。

(4) 紙入札 第8条第1項の規定により認められた入札方式をいう。

(5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)の規定により、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者(以下「認証局」という。)が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(6) 工事費内訳書 入札金額の積算内訳(数量、単価及び金額)を明らかにしたものをいう。(以下「内訳書」という。)

(7) 電子くじ くじ番号を用いた演算式により、電子計算機で落札者を決定するシステムをいう。

(8) 入札情報公開システム 発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。

(電子入札システム利用者)

第3条 電子入札システムを利用することができる者は、直方市の建設工事競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者に限るものとする。

2 共同企業体(以下「JV」という。)を対象とする入札案件において、電子入札システムにより入札を行う者は、JVの代表構成員とする。

(利用者登録)

第4条 電子入札を行おうとする者は、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、代表者職氏名又は会社の商号若しくは住所に変更が生じた場合は、速やかにICカードを再取得し、かつ、前項に規定する利用者登録を再度行わなければならない。

3 入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカ

ード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。

(対象)

第5条 電子入札の対象は、市長において、建設工事に関する入札手続を電子入札で行うとして、入札公告等をもって指定した案件（以下「電子入札案件」という。）とする。

(入札の通知)

第6条 対象工事の入札に関する通知は、原則として入札情報公開システムに掲載する。ただし、これにより難しい場合は、契約事務担当課において通知する。

(設計図書の配布)

第7条 入札参加者への設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書」という。)その他必要な書類は、原則として入札情報公開システムに掲載する。ただし、これにより難しい場合は、契約事務担当課において配布する。

2 仕様書、図面等について質疑があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 現場説明会は行わないものとする。

(紙入札の取扱い)

第8条 市長は、電子入札案件については、原則として電子入札システムにより入札させるものとする。ただし、入札参加者から事前に紙入札方式参加届出書（様式第1号）が提出された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、紙入札での参加を認めるものとする。

(1) ICカード、パソコン端末等の情報機器を準備中のため、電子入札に対応できないとき。

(2) 第4条第2項の規定に基づくICカードの再取得手続を終えていないとき。

(3) ICカードの失効、閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損又は盗難による再発行手続を終えていないとき。

(4) パソコン端末、通信回線等の障害で電子入札に対応できない場合その他やむを得ない事情があると認められるとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めるとき。

2 紙入札方式での入札参加者（以下「紙入札業者」という。）が、入札に関する書類を提出する際は、契約事務担当課に持参しなければならない。

(入札書等の取扱い)

第9条 入札参加者は、内訳書その他入札の参加において必要な書類（以下「入札参加必要書類」という。）の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。この場合において、電磁的記録媒体に記録するファイルの形式は、ワード形式、エ

クセル形式又はPDF形式のいずれかとする。ただし、市長が他のファイル形式を指定する場合にあっては、この限りでない。

2 紙入札により応札する入札参加者（以下「紙入札業者」という。）は、紙入札用入札書（様式第2号）及び入札必要書類を封緘し、入札公告書や指名通知書に記載の入札書受付締切日時（以下「締切日時」という。）までに契約事務担当課に持参しなければならない。

3 紙入札業者は、第15条の規定により電子くじを適用する場合に備え、あらかじめ紙入札用入札書に任意の3桁の数字をもって設定したくじ入力番号を記載するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、紙入札用入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、市長は、くじ入力番号を「000」として取り扱うものとする。

5 電子入札または紙入札にかかわらず、提出した入札書の差替え又は撤回は、認めないものとする。

（辞退）

第10条 入札業者は、入札書提出前までは入札を辞退することができる。

2 入札書提出後は、市が認めた場合を除き入札を辞退することができない。

3 入札辞退届を提出した後は、入札辞退届を撤回することはできない。

4 入札を辞退しようとする場合は、紙入札業者は辞退届を市長に提出しなければならない。

5 第2項の規定に基づく辞退を行う場合は、辞退届に辞退理由を付さなければならない。

（開札）

第11条 開札は、公告等に記載した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札業者がいる場合は、市長は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札用入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。

3 電子入札案件においては、開札の立会いは原則行わないものとする。

（電子くじ）

第12条 前条の規定による開札の結果、落札となるべき金額の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者（事後審査によるものにあつては落札候補者）を決定するものとする。

2 電子くじに利用される情報は、次に掲げるものとする。

(1) くじ入力番号

(2) 応札順序（入札書がシステムに到達した順序）

3 前項第2号の規定にかかわらず、紙入札業者の応札順序は、電子入札による入札参加者の後とする。この場合において、紙入札業者が複数ある場合は受付日時順とし、受付日時順も同時である場合は、建設工事競争入札参加有資格者名簿登載順とする。

4 前3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により電子くじの手続を行わない場合は、別に発注者が指定する場所及び日時において、くじ引きにより決定する。

(入札の執行等)

第13条 電子入札における入札の執行回数は、1回とする。

2 落札者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定する。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一事項の入札について、電子入札と紙入札を二重にした入札
- (2) ICカードを不正に取得した者がした入札
- (3) 不正の目的を持ってICカードを使用した入札

(障害時の対応)

第15条 市長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因、復旧の見込み等を調査の上、受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入開札の中止その他必要な処置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、入札参加者に電子メール等で通知するとともに、直方市ホームページにおいて、その旨を公表するものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年2月1日から施行する。

紙入札方式参加届出書

工事名

上記の工事について、下記理由により直方市電子入札システムによる
電子入札に参加ができないので、紙入札による参加を届出いたします。

電子入札での入札参加ができない理由

- (1) ICカード、パソコン端末等の情報機器を準備中のため
- (2) 電子証明書（ICカード）の取得手続き中（取得申請書の写しを添付）
 - ・新規取得
 - ・登録内容変更のため再取得
 - ・失効、閉塞、破損、盗難のため再取得
- (3) パソコン端末、通信回線等の障害（具体的な現象を記入）

- (4) その他（具体的な現象を記入）

令和 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

㊞

直方市長様

紙 入 札 用 入 札 書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額									

工事名

工事場所

直方市契約に関する諸規定をまもり契約条項を承認のうえ
入札いたします。

くじ番号 任意の3桁の数字を入力すること

--	--	--

令和 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名



直 方 市 長 様